

公告第231号

郡山市体育施設条例（昭和48年郡山市条例第63号）第23条第3項の規定により、指定管理者が定める郡山総合体育館、開成山野球場、開成山陸上競技場、開成山陸上競技場補助競技場及び開成山弓道場の利用料金の額を次のとおり承認した。

令和8年9月9日

郡山市長 椎根 健雄

1 郡山総合体育館の利用料金の額について

(1) 貸切使用料

区分	使用目的	使用区分	対象	時間帯区分					
				A	B	C	D	E	F
				午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	大体育館	一般	6,100円	6,100円	4,100円	4,100円	4,100円	24,500円
			高校生・学生	2,700円	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	10,800円
			中学生以下	2,100円	2,100円	1,400円	1,400円	1,400円	8,400円
		小体育館、剣道場及び柔道場	一般	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	7,200円
			高校生・学生	1,100円	1,100円	700円	700円	700円	4,300円
			中学生以下	700円	700円	400円	400円	400円	2,600円
	その他	大体育館	営利目的	37,100円	37,100円	24,700円	24,700円	24,700円	148,300円
			その他	18,500円	18,500円	12,300円	12,300円	12,300円	73,900円
		小体育館、剣道場及び柔道場	営利目的	11,100円	11,100円	7,400円	7,400円	7,400円	44,400円
			その他	5,500円	5,500円	3,700円	3,700円	3,700円	22,100円
使用者が入場料を徴する場合	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	大体育館	一般	20,600円	20,600円	13,700円	13,700円	13,700円	82,300円
			高校生・学生	7,300円	7,300円	4,800円	4,800円	4,800円	29,000円
			中学生以下	6,200円	6,200円	4,100円	4,100円	4,100円	24,700円
		小体育館、剣道場及び柔道場	一般	6,400円	6,400円	4,200円	4,200円	4,200円	25,400円
			高校生・学生	2,200円	2,200円	1,400円	1,400円	1,400円	8,600円
			中学生以下	1,900円	1,900円	1,200円	1,200円	1,200円	7,400円
	その他	大体育館	興行等	222,700円	222,700円	148,500円	148,500円	148,500円	890,900円
		小体育館、剣道場及び柔道場	興行等	66,700円	66,700円	44,500円	44,500円	44,500円	266,900円

備考

- 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。
- 「使用者が入場料を徴する場合」とは、使用者が大体育館、小体育館、剣道場及び柔道場を使用するに

際し、入場料（入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価として徴収するものいう。以下同じ。）を徴収する場合を、「使用者が入場料を徴さない場合」とはその他の場合をいう。

- 4 「使用者が入場料を徴さない場合」における「営利目的」とは、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合をいう。
- 5 郡山市体育施設条例第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下1において同じ。）の使用に係る使用料は、1時間につき、時間帯区分Fの欄に掲げる額の12分の1に相当する額にその額の100分の25に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 6 5の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 7 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（2） 一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
大体育館フロア	3分の1面	1（1）の表の時間帯区分に規定する額の3分の1の額
小体育館、剣道場及び柔道場	2分の1面	1（1）の表の時間帯区分に規定する額の2分の1の額

備考

- 1 一部貸切使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 2 時間外に一部貸切使用をする場合の使用料は、1（1）の表の備考5及び6の規定を準用する。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（3） 個人使用料

対象	単位	使用料
一般	1人1回	200円
高校生・学生	1人1回	120円
中学生以下	1人1回	80円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 「1回」とは、1（1）の表に規定するA、B、C、D又はEの時間帯区分における使用をいう。
- 4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(4) 附属室又は貸出区域使用料

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分		
			A又はB	C、D又はE	F
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	2階多目的室	1室	1,200円	800円	4,800円
	1階多目的室、更衣室、会議室、ミーティングルーム及びメディアスペース	1室	500円	300円	1,900円
	屋外バルコニー	全面	1,400円	900円	5,500円
	2階ホール	全面（通路部分を除く。）	200円	100円	700円
	1階ホール	全面（通路部分を除く。）	600円	400円	2,400円
	エントランスホール	全面（通路部分を除く。）	1,100円	700円	4,300円
その他	2階多目的室	1室	3,800円	2,500円	15,100円
	1階多目的室、更衣室、会議室、ミーティングルーム及びメディアスペース	1室	2,200円	1,500円	8,900円
	屋外バルコニー	全面	6,300円	4,200円	25,200円
	2階ホール	全面（通路部分を除く。）	1,200円	800円	4,800円
	1階ホール	全面（通路部分を除く。）	2,900円	1,900円	11,500円
	エントランスホール	全面（通路部分を除く。）	5,000円	3,300円	19,900円

備考

- 1 時間帯区分のAからFまでは、1（1）の表の時間帯区分における使用時間をいう。
- 2 時間外に附属室又は貸出区域を使用する場合の使用料は、1（1）の表の備考5及び6の規定を準用する。
- 3 時間帯区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(5) 設備等使用料

種別		単位	使用料
冷暖房設備	大体育館	1時間	12,800円

	小体育館		1 時間	1,600円
	剣道場		1 時間	500円
	柔道場		1 時間	500円
温水シャワー	個人使用の場合		1 人 1 使用	300円
	貸切使用の場合	大体育館	1 日 1 室（5 基）	2,500円
		小体育館	1 日 1 室（2 基）	1,000円
		剣道場	1 日 1 室（3 基）	1,500円
		柔道場	1 日 1 室（1 基）	500円
放送設備	大体育館		1 式 1 時間	700円
	小体育館		1 式 1 時間	200円
	剣道場		1 式 1 時間	200円
	柔道場		1 式 1 時間	200円
映像設備	大型映像装置	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	1 時間	3,300円
			1 日	16,500円
		その他	1 時間につき	11,000円
			1 日	55,000円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（6） 駐車場使用料

車種	単位	使用料
大型自動車及び中型自動車並びに準中型自動車のうち規則で定める大きさを超えるもの	入場後最初の 2 時間まで 入場後最初の 2 時間を超えた後 30 分までごとに 1 台	無料 300円（1 日当たり 3,000円を限度とする。）
準中型自動車のうち規則で定める大きさ以下のもの並びに普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車	入場後最初の 2 時間まで 入場後最初の 2 時間を超えた後 30 分までごとに 1 台	無料 100円（1 日当たり 1,000円を限度とする。）

2 開成山野球場の利用料金の額について

（1） 貸切使用料

区分	使用区分	使用目的	対象	単位	使用料
使用者が入場料を徴さない場合	グラウンド	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	一般	1 時間	2,700円
			高校生・学生及び中学生以下	1 時間	1,500円
		その他		1 時間	13,200円

使用者が入場料を徴する場合	グラウンド	入場料が1,000円以下の場合	1時間	9,000円
		入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	1時間	18,000円
		入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	1時間	36,000円
		入場料が5,001円以上の場合	1時間	72,000円

備考

- 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 使用者が入場料を徴する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
- 使用者が入場料を徴さない場合であつて、かつ、使用目的が「その他」の場合において、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、当該使用料に100分の60を乗じて得た額を加算する。
- 郡山市体育施設条例第3条第1項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後9時から翌日の午前9時までをいう。）の使用に係る使用料は、1時間につき、使用料に掲げる額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 5の規定により加算した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 附属室使用料

使用目的	使用区分	単位	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	屋内練習場	1面1時間	1,100円
	会議室	1室1時間	400円
その他	屋内練習場	1面1時間	3,300円
	会議室	1室1時間	1,200円

備考

- 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(3) 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
放送設備		1時間	700円
夜間照明設備	アマチュアスポーツを目的に使用する場合	全灯	25,800円
		1時間	
		3分の2灯	17,200円
		1時間	
		2分の1灯	12,900円

		1 時間	
		3 分の 1 灯	8,600円
		1 時間	
	その他	1 時間	129,400円
スコアボード		1 時間	1,400円
球速測定器		1 時間	400円
バッティングゲージ		1 時間	400円
温水シャワー	個人利用の場合	1 人 1 使用	300円
	貸切使用の場合	1 塁側及び 3 塁側	1 日 1 室（4 基）
	合 審判室	1 日 1 室（1 基）	500円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 開成山陸上競技場、開成山陸上競技場補助競技場及び開成山弓道場の利用料金の額について

(1) 貸切使用料

施設名	単位	使用料
開成山陸上競技場	1 時間	2,200円
開成山陸上競技場補助競技場	1 時間	1,100円
開成山弓道場	1 時間	1,100円

備考

- 1 郡山市体育施設条例第 3 条第 1 項ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときの時間外（午後 6 時から翌日の午前 9 時までをいう。ただし、開成山弓道場については、午後 9 時から翌日の午前 9 時までをいう。以下 3 において同じ。）の使用に係る使用料は、1 時間につき、使用料に掲げる額の 100 分の 25 に相当する額を加算する。この場合において、使用時間が 1 時間未満のときはこれを 1 時間として、1 時間未満の端数があるときはその端数を 1 時間として計算する。
- 2 1 の規定により加算した使用料の額に、10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げる。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 特別使用料

種別		使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	3 (1) の表の額の 100 分の 100 に相当する額
	入場料が 3,001 円以上の場合	3 (1) の表の額の 100 分の 200 に相当する額

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」とは、使用者が3（1）の表に定める施設を使用するに際し、この表の種別に該当する入場料を徴収する場合に貸切使用料に加算される使用料をいう。
- 2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
- 3 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

（3） 個人使用料

施設名	対象	単位	使用料	摘要
開成山陸上競技場	一般	1 人 1 回	200円	1 回の使用時間は、2 時間とする。
開成山弓道場	高校生・学生	1 人 1 回	120円	
	中学生以下	1 人 1 回	80円	

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（4） 附属室使用料

施設	使用区分	単位	使用料
開成山陸上競技場	会議室	1 室 1 時間	400円
	特別会議室	1 室 1 時間	400円
開成山弓道場	会議室 1	1 室 1 時間	400円
	会議室 2	1 室 1 時間	300円

備考

- 1 時間外に附属室を使用する場合の使用料は、3（1）の表の備考 1 及び 2 の規定を準用する
- 2 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（5） 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
放送設備		1 式 1 時間	400円
温水シャワー（個人使用）	開成山陸上競技場	1 人 1 使用	300円
温水シャワー（貸切使用）	開成山陸上競技場	1 日 1 室（3 基）	1, 500円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

（6） 駐車場使用料

車種	単位	使用料
----	----	-----

大型自動車及び中型自動車並びに準 中型自動車のうち規則で定める大き さを超えるもの	入場後最初の2時間まで	無料
	入場後最初の2時間を超えた後 30分までごとに1台	300円（1日当たり3,000円を限度とする。）
準中型自動車のうち規則で定める大 きさ以下のもの並びに普通自動車、大 型自動二輪車及び普通自動二輪車	入場後最初の2時間まで	無料
	入場後最初の2時間を超えた後 30分までごとに1台	100円（1日当たり1,000円を限度とする。）

4 承認期間

令和9年4月1日から令和15年3月31日まで